

議第73号

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例

京都市健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項第 1 号中「9,000円」を「9,250円」に改め、同項第 2 号中「7,000円」を「7,200円」に改め、同項第 3 号中「5,000円」を「5,140円」に改める。

別表第 2 施設（駐車場及び付属施設を除く。）の利用の項中「6,500」を「6,680」に、「7,600」を「7,810」に、「1,100」を「1,130」に、「900」を「920」に、「600」を「610」に改め、同表備考 2 中「つど」を「都度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の申請に係る京都市健康増進センターの利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。